

また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を設置している。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員・児童委員を委嘱している。

全国の法務局・地方法務局及びその支局等において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に対する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付を行っている。加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日にも相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施している。人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。

保健所、医療機関、教育委員会、特別支援

学校、ハローワーク、ボランティア団体等においても、相談支援が行われている。

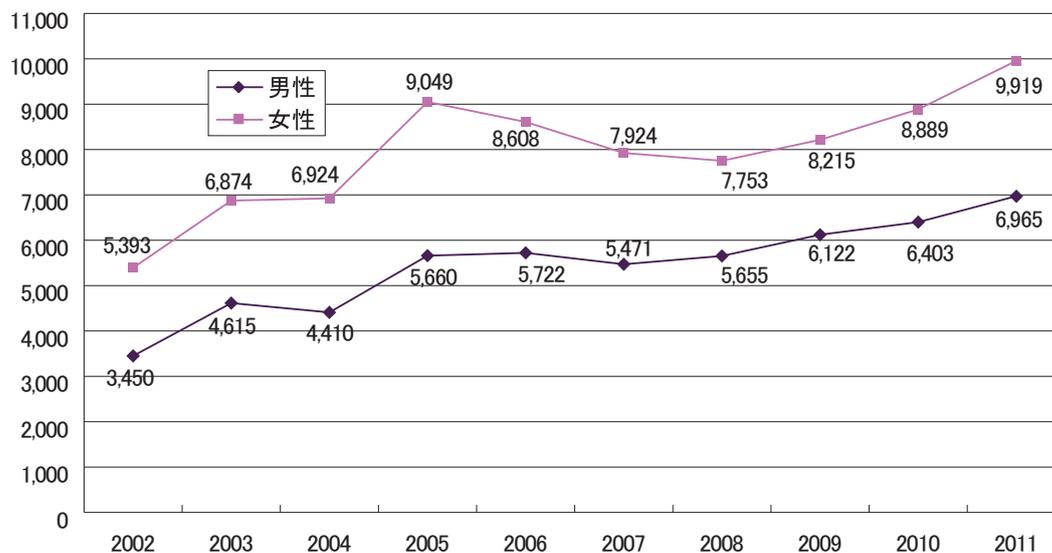
なお、障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を全国の各都道府県に整備した。同センターと保護観察所との協働により、社会復帰の支援を行っている。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び自立した日常生活のための訓練等を実施している。

(4) 権利擁護の推進

認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人々を保護し支援するための新たな公示制度である成年後見登記制度の運用が、平成12年度から東京法務局で開始され、証明書の交付については、17年1月31日から全国の法務局・地方法

■ 図表2-23 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（年度別・男女別）（2002～2011年度）



※1：2013年1月末日までの登録分。

※2：「判断不十分者契約」「心身障害者契約」に関する相談についての集計。

資料：独立行政法人 国民生活センター調べ

■ 図表2-24① 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（商品・役務別 10位まで）（2002～2008年度
（※1、※2）

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	7,039	フリーローン・サラ金	4,128	フリーローン・サラ金	2,743
2	電話情報提供サービス	3,596	電話情報提供サービス	2,710	ふとん	2,500
3	新聞	3,480	商品一般	1,160	浄水器	2,293
4	商品一般	3,298	新聞	1,104	新聞	2,278
5	浄水器	3,264	浄水器	895	商品一般	2,004
6	ふとん	3,208	携帯電話サービス	743	他の健康食品	1,354
7	他の健康食品	1,756	ふとん	644	健康食品（全般）	1,270
8	健康食品（全般）	1,722	屋根工事	514	羽毛ふとん	1,039
9	建物清掃サービス	1,372	建物清掃サービス	504	ふとん類（全般）	964
10	床下換気扇	1,342	オンライン情報サービス	484	修理サービス	920

■ 図表2-24② 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数（商品・役務別 10位まで）（2009～2011年度
（※1、※2）

全体						
	全体	件数	男性	件数	女性	件数
1	フリーローン・サラ金	3,558	フリーローン・サラ金	2,117	新聞	1,786
2	新聞	2,754	新聞	905	フリーローン・サラ金	1,388
3	商品一般	1,891	出会い系サイト	849	商品一般	1,110
4	出会い系サイト	1,745	携帯電話サービス	720	他の健康食品	943
5	他の健康食品	1,233	商品一般	701	出会い系サイト	882
6	携帯電話サービス	1,227	アダルト情報サイト	593	健康食品（全般）	629
7	健康食品（全般）	855	賃貸アパート	317	携帯電話サービス	483
8	アダルト情報サイト	733	他の健康食品	279	ふとん	466
9	かに	704	携帯電話	275	かに	457
10	修理サービス	670	普通・小型自動車	273	修理サービス	430

※1 2013年1月末日までの登録分。

※2 「判断不十分者契約」「心身障害者契約」に関する相談について集計。

※3 2009年度より商品・役務分類が改定されたため、2008年度以前との時系列での比較はできません。

資料：独立行政法人 国民生活センター提供

務局で実施されている。

成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布や法務省のホームページへのQ&Aの掲載などを行った。また、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害のある人又は精神障害のある人であり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施しており、平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けている。

平成24年4月1日現在で1,240市町村(71%)が実施しており、今後とも本事業の周知を図ることとしている。

また、「障害者総合支援法」では、平成25年度から、市民後見人の育成及び活用を図るための研修を行う事業について、地域生活支援事業として市町村の必須事業として位置づけたほか、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等の意思決定の支援に配慮し、常に障害者の立場に立ってサービス等の提供を行うことを義務づけている。

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない人々が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、事業の一部を委託された市区町村社会福祉協議会等により実施されている。本人からの申請は少なく、周囲の専門職等が必要と判断して利用に至る場合が多いことが特徴。利用者の判断能力の低下等により、成年後見制度へ移行する者が増加しており、単身世帯の増加により、成年後見制度への移行のための支援も必要とされている。平成23年4月から

平成24年3月までの実施状況は、本事業に関する相談件数が延べ124万1,086件、本事業の利用契約を締結したものが10,933人(平成24年3月末現在の本事業の実利用者数は3万7,814人)となっており、今後とも本事業の一層の定着を図ることとしている。

さらに、障害者団体のほか高齢者団体・行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」が平成19年1月から開催され、消費者トラブルの情報共有や、「高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止に向けて」や各回会合での申合せの取りまとめを通じた悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みの構築を図ってきた。平成24年5月に障害者基本法が改正され、消費者としての障害者の保護に関する規定が設けられたことを受け、今後ともその一層の推進を図ることとしている。

平成24年6月の同連絡協議会では、第6回会合申合せのフォローアップを行うとともに、地域活動や全国ネットワークを生かして、真摯に障害者の消費者としての利益の擁護及び増進に取り組み、引き続き、障害消費者の消費者トラブル防止を図ることとしている。

同取りまとめに基づき、国民生活センターでは、障害のある人やその周りの人々に悪質商法の手口等をメールマガジンや当センターホームページで伝える「見守り新鮮情報」の発行、消費者問題等の知識を障害のある人やその周りの人々に直接伝える「消費者問題出前講座」の実施などにより、障害者の見守り支援を行っている。

なお、悪質な手口により消費者被害にあった等として、全国の消費生活センターと国民生活センターに寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等の相談件数(*)」は、平成15年度以降毎年1万件を超えている。

*平成25年1月末日までの登録分

(5) 障害者虐待防止対策の推進

ア 「障害者虐待防止法」の成立の背景

近年、障害のある人に対する虐待が家庭や施設等で表面化し、社会問題となっている中で、障害者の尊厳の保持のため障害者に対する虐待を防止することは極めて重要な課題とされていた。

このような中、国会において、障害者虐待防止法制の検討が進められ、平成21年7月に、自民党・公明党と民主党・社民党・国民新党それぞれから、議員立法として「障害者虐待の防止のための法律案」が国会に提出されたが、衆議院の解散により廃案となった。

その後、改めて自民党・公明党・みんなの党から同法律案が提出され、国会において協議が行われた。

平成23年6月に与野党が合意し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が衆議院厚生労働委員長の提出法案として、国会に提出され、同月に全会一致で成立、24年10月から施行されている。

(法律の概要については図表2-25)

イ 障害者虐待の防止に向けた取組

① 障害者虐待防止対策支援事業

厚生労働省においては、平成22年度から、障害者虐待防止の取組を支援するため、「障害者虐待防止対策支援事業」を実施し、23年度は実施主体を都道府県から市町村にも拡大している。具体的には、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図るとともに、過去に虐待のあった障害のある人の家庭訪問、障害者虐待防止に関する研修、虐待事例の分析等が行われている。

② 障害者虐待防止・権利擁護に関する人材の育成

国において、障害のある人の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施している。

(6) 障害者団体や本人活動の支援

行政施策に障害当事者の意見が反映されるようにするため、「中央障害者施策推進協議会」等において障害当事者を委員とするとともに、知的障害のある人が「障害者基本計画」や後期5か年計画の内容を理解しやすくするため、「わかりやすい障害者計画」を作成し、配布しているところである。

「地域生活支援事業」においては、障害のある人及びその家族等の団体が行うボランティア活動を支援する「本人活動支援事業」、「ボランティア活動支援事業」を行っている。

なお、平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」では、これらの支援は地域生活支援事業の必須事業として新たに追加される「自発的活動支援事業」として行われている。

2. 在宅サービス等の充実

(1) 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で普通に暮らしていくためには、在宅で必要な支援を受けられることが前提となる。このため、「障害者総合支援法」においては、利用者の実態に応じた支援を行う観点から、利用者像やサービスの提供形態に応じ、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を実施している。

居宅介護…入浴等の介護や調理等の家事の援助等を短時間集中的に行うサービス

重度訪問介護…身体に重度の障害のある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援や外出時に